

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	岩手県宮古市
事業計画名	広域合併したまちの脱炭素地域づくり
事業計画の期間	令和5年度～令和9年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

（1）目指す地域脱炭素の姿

当市は、2011年に発生した東日本大震災で甚大な被害を受け、その教訓から、復興計画における重点プロジェクトの一つとして、再生可能エネルギーを地産地消する仕組みを構築した。

また、持続可能なまちづくりを実現する手段として、再生可能エネルギー事業の推進により、事業から得られる収益を地域の公共交通の維持や、福祉、教育等の地域課題の解決や再生可能エネルギーへの再投資のための財源とする「宮古市版シュタットベルケ」を構築してきた。

令和2年11月には「宮古市2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、豊かで美しい「森・川・海」を次世代に引き継いでいくため、CO₂の排出を実質ゼロにする取り組みを進めている。

令和4年3月に策定した宮古市再生可能エネルギー推進計画では、宮古市総合計画で示す地域の将来像を踏まえて、「再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環の創出による持続可能なまちづくり」を基本目標に掲げている。

令和4年11月1日には脱炭素先行地域に選定され、これを契機に、市内各所で再生可能エネルギーの導入促進や、省エネルギー推進などの具体的な取り組みを市民や事業者と一体となって展開し、市内の他地域へも波及させていく。

これらの取り組みにより、東日本大震災から取り組みを進めてきた宮古市版シュタットベルケの規模拡大を図り、地域脱炭素への取り組みによる地域課題の解決と、持続可能なまちづくりのモデルを創り出していくとともに、当市における2030年温室効果ガス総排出量の50%削減を目指すものである。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改訂

地方公共団体実行計画の策定又は改訂状況については、以下のとおりである。

【事務事業編】

宮古市役所地球温暖化対策実行計画（令和6年3月改訂）

計画期間：2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで

削減目標：2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減

取組概要：4つの基本方針「公共施設のZEB化等」「省エネルギー、省資源・4Rの推進」、「環境に配慮した事務事業の推進」、「職員の環境意識の向上」に基づき、目標達成のための取組を実施

対象	目標値
温室効果ガス総排出量	2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減
太陽光発電設備を設置	新築等におけるZEB化又は最大限の再エネ導入、改修等における施設の状態に応じた最大限の再エネ導入
公共施設の省エネルギー対策の徹底	新築等におけるZEB化又は最大限の省エネ化、改修等における施設の状態に応じた最大限の省エネ化
公用車の電動車の導入	更新時のEVやPHEV車両の積極的な導入による次世代エコカー車両比率70%
LED照明の導入	道路照明等のLED化、既存LED照明のセンサー等での自動制御による省エネ化
再エネ電力調達の推進	再エネ電力、CO ₂ 排出係数の低い電力の調達

【区域施策編】

宮古市地球温暖化対策実行計画（令和6年3月策定）

計画期間：2024（令和6）年度から2030（令和12）年度まで

削減目標：2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減
 取組概要：4つの基本方針「省エネルギー化の促進」「再生可能エネルギーの導入促進」「脱炭素に向けた多角的な取り組みの促進」「連携、協働による取り組み推進と人材育成」に基づき、目標達成のための取組を実施

施策の実施に関する目標：

施策分類	目標
① 再エネの導入促進	2030（令和12）年度の導入目標 177,933kW
② 事業者・住民の省エネその他の排出抑制促進	事業所・住宅の高性能化、設備・機器の省エネ化等の推進及びイベント等による意識醸成、行動変容

（3）促進区域

【改正温対法に基づく促進区域の設定方針】

2022（令和4）年度・2023（令和5）年度の2か年で実施した再生可能エネルギーゾーニングの結果を元にした広域的ゾーニング型、公有地・公共施設活用型及び事業提案型による設定を検討していく。

検討に際しては、国の基準と整合を図り、県の基準等も踏まえながら、当市の地域特性を考慮したエリアの抽出を行う予定。

2. 重点対策加速化事業の取り組み

（1）本計画の目標

（地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等）

当市は、2005年（平成17年）6月6日、旧宮古市、旧田老町、旧新里村の合併により誕生した。2010年（平成22年）1月1日には、旧川井村と合併し現在の宮古市となっている。

広域合併によって、面積が広大なうえに旧市町村ごとに拠点が存在している。山林を主体とした川井地区、典型的な中山間地である新里地区、漁業を中心とした田老地区、市街地を含む宮古地区と、地域の生業や暮らしも多様である。地域の多様性を活かしつつ、地域に合った再エネ導入による小規模分散型電力網構築し、さらに市全体のエネルギー供給を統合管理する脱炭素型のまちづくりが必要とされている。

脱炭素先行地域計画提案においては、宮古地区と田老地区において先行して脱炭素化を図るモデルエリアを設定しているが、先行地域の対象エリア外において、集落などに点在する住宅や公共施設といった需要家に再エネを導入する事業を、地元企業が中心となって進めることを目指すため、重点対策加速化事業を活用する。

当市の温室効果ガスの排出量は、2018年度（平成30年度）は409.2千t-CO₂であり、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で50%削減を目指している。

省エネルギー目標はBAUから2013（平成25）年度比で6%削減（29千t-CO₂減）、再生可能エネルギー導入目標は177,933kW（2021（令和3）年度比84,206kW増）としている。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の活用による導入効果は、2027（令和9）年度までで、再エネ導入量を15,003kW、CO₂削減量を185.9千t-CO₂と見込んでいく。

さらに、本交付金（重点対策加速化事業）の活用による導入効果は、再エネ導入量を1,702kW、CO₂削減量を21千t-CO₂と見込んでいく。

これにより、再エネ導入量の目標達成に寄与するほか、CO₂削減量については、2040（令和22）年度目標（65%削減）の前倒しによる達成が見込まれる。

なお、本交付金（重点対策加速化事業）を活用しない目標達成に向けた取り組みは次のとおり。

当市の温室効果ガスの排出量の推移を部門別で見ると、運輸部門が横ばい傾向であることから、運輸部門における削減の取り組みとして、個人又は事業者等を対象とした電気自動車、充放電設備等導入に対する補助事業を実施する。財源は、市が再エネ事業に出資して得られた収益を地域課題

解決に活用する「宮古市版シュタットベルケ」の再生可能エネルギー基金から充当する。

このほかグリーンスローモビリティ導入については、令和4年度に環境省・国土交通省連携「グリーンスローモビリティの導入に係る調査・普及促進事業」（執行団体：復建調査設計株式会社）により2地区での調査、導入スキーム検討を行っている。この結果を基に、令和5年度には、岩手県の地域公共交通活性化推進事業（補助率1/2）を活用した実証運行を行い、実装に向けた課題抽出を行うこととしている。

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	1,262 t-CO ₂ /年
②再生可能エネルギー導入目標	1,702 kW (2,240,724kWh)
(内訳) ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・中水力発電設備 ・バイオマス熱電併給設備等	1,066 kW (1,400,724kWh) 500 kW (438,000kWh) - kW 136 kW (402,000kWh)
③その他地域課題の解決等の目標	域外への流出抑制ができたエネルギー代金：60,499千円(2,240,724kWh×27円※) ※公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会「新電力料金目安単価」により推計 新規事業体の立ち上げ件数：1件(中型風力発電事業者)
④総事業費	1,458,787千円 (うち交付対象事業費 1,317,301千円)
⑤交付限度額	633,100千円
⑥交付金の費用効率性	30千円/t-CO ₂

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入(PPA事業者対象間接補助事業)	(0件、0kW、0kWh)
令和6年度	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入(PPA事業者対象間接補助事業)	(6件、36kW、60kWh)
	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入(個人又は事業者等対象間接補助事業) 公共施設自家消費型太陽光発電施設、蓄電池設備の導入(PPA事業者対象間接補助)	(30件、180kW、300kWh) (5件、100kW、90kWh)
令和7年度	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入(PPA事業者対象間接補助事業)	(5件、30kW、50kWh)
	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入(個人又は事業者等対象間接補助事業) 公共施設自家消費型太陽光発電施設、蓄電池設備の導入(PPA事業者対象間接補助)	(20件、120kW、200kWh) (5件、100kW、90kWh)
令和8年度	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入(PPA事業者対象間接補助事業) オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入(個人又は事業者等対	(5件、30kW、50kWh)

	象間接補助事業) 公共施設自家消費型太陽光発電施設、蓄電池設備の導入 (PPA 事業者対象間接補助)	(20 件、120kW、200kWh) (5 件、100kW、90kWh)
令和 9 年度	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入 (PPA 事業者対象間接補助事業) オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入 (個人又は事業者等対象間接補助事業) 公共施設自家消費型太陽光発電施設、蓄電池設備の導入 (PPA 事業者対象間接補助)	(5 件、30kW、50kWh) (20 件、120kW、200kWh) (5 件、100kW、90kWh)
合計	オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入 (PPA 事業者対象間接補助事業) オンサイト自家消費型家庭用太陽光発電設備、蓄電池設備の導入 (個人又は事業者等対象間接補助事業) 公共施設自家消費型太陽光発電施設、蓄電池設備の導入 (PPA 事業者対象間接補助)	(21 件、126kW、210kWh) (90 件、540kW、900kWh) (20 件、400kW、360kWh)

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

令和 7 年度	公共施設オフサイト型中型風力発電設備の導入 (設計) (SPC への間接補助)	(10 基、500kW)
令和 8 年度	公共施設オフサイト型中型風力発電設備の導入 (工事※5 基分) (SPC への間接補助)	(5 基、250kW)
令和 9 年度	公共施設オフサイト型中型風力発電設備の導入 (工事※5 基分) (SPC への間接補助) 公共施設自家消費型バイオマス熱電併給設備等の導入 (PPA 事業者向け間接補助)	(5 基、250kW) ⇒計 10 基、500kW (2 件、136kW)
合計	公共施設オフサイト型中型風力発電設備の導入 公共施設自家消費型バイオマス熱電併給設備等の導入 (PPA 事業者向け間接補助)	(10 基、500kW) (2 件、136kW)

※公共施設オフサイト型中型風力発電設備は、地域新電力 (宮古新電力株式会社) を介し、公共施設で消費する。

③住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和 6 年度	高効率機器の導入・更新 (個人対象間接補助)	(165 件)
令和 7 年度	高効率機器の導入・更新 (個人対象間接補助)	(40 件)
令和 8 年度	高効率機器の導入・更新 (個人対象間接補助)	(40 件)
令和 9 年度	高効率機器の導入・更新 (個人対象間接補助) 住宅断熱リフォーム (個人対象間接補助) ZEH 認定 (個人対象間接補助)	(40 件) (10 件) (2 件)
合計	高効率機器の導入・更新 (個人対象間接補助) 住宅断熱リフォーム (個人対象間接補助) ZEH 認定 (個人対象間接補助)	(285 件) (10 件) (2 件)

(3) 事業実施における創意工夫

- ・系統連系制約下における再エネ電源確保のための国産中型風力発電の整備
→小規模分散型電力網を構築し、市全体のエネルギー供給の統合管理につなげる。
- ・市民向け補助事業の実施（住宅等建物への再エネ導入、省エネ化）
→脱炭素化に関する市民の意識向上、行動変容につなげる。

(4) 事業実施による波及効果

地元企業を対象とした再エネ関連事業等の勉強会（具体的には、市外 PPA 事業者と市内事業者との意見交換会等の取組）を開催することで、市外事業者と市内事業者の連携体制を構築し、事業への参画を促していく。さらに、地元企業による新たな事業体も設立し、「稼ぐ」仕組みにつなげていく。

また、市民向けの住宅への再エネ導入や省エネ化に係る補助事業の実施にあたっては、施工等に携わる地元業者との意見交換を重ね、より使いやすい補助スキームを組み立てることとしている。また、市内施工事業者を対象とした市民向け補助事業の説明会も開催する。こうした取組により、再エネ事業に関する技術等の習得が見込まれ、人材育成にもつながるほか、市民への周知についても地元業者の協力を得られるものと考えている。

(5) 推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

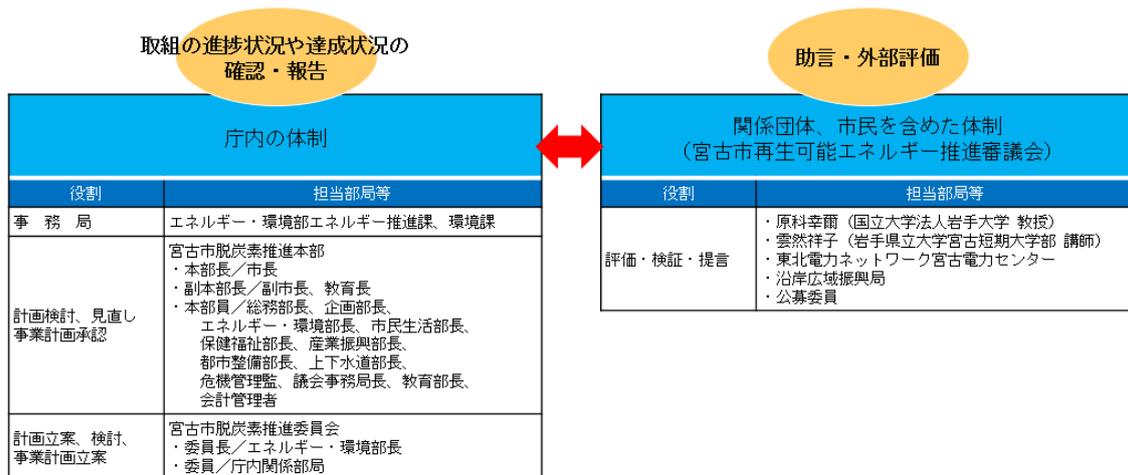
市長を本部長とした「宮古市脱炭素推進本部会議」（令和4年12月22日施行）及びエネルギー・環境部長を委員長とした「宮古市脱炭素推進委員会」（令和4年12月22日施行）を活用し、全庁横断的に事業を推進する。

「宮古市脱炭素推進本部会議」においては、事業の着実な推進を図るため、取り組みの推進状況や目標の達成状況について報告、確認を行い、事業の適切な進行管理を行う。

②地方公共団体外部との連携体制

市民や市内事業者、学識経験者、関連団体等からなる第三者組織「宮古市再生可能エネルギー推進審議会」（令和5年4月1日施行）と連携し、取り組みを着実に推進する。

「宮古市再生可能エネルギー推進審議会」には外部評価の機能を付し、事業評価を受ける。同会議からの助言をもとに取り組みをさらに深化させるなど、2030年度を待つことなく、できる限り前倒しでCO₂排出量実質ゼロを達成する。

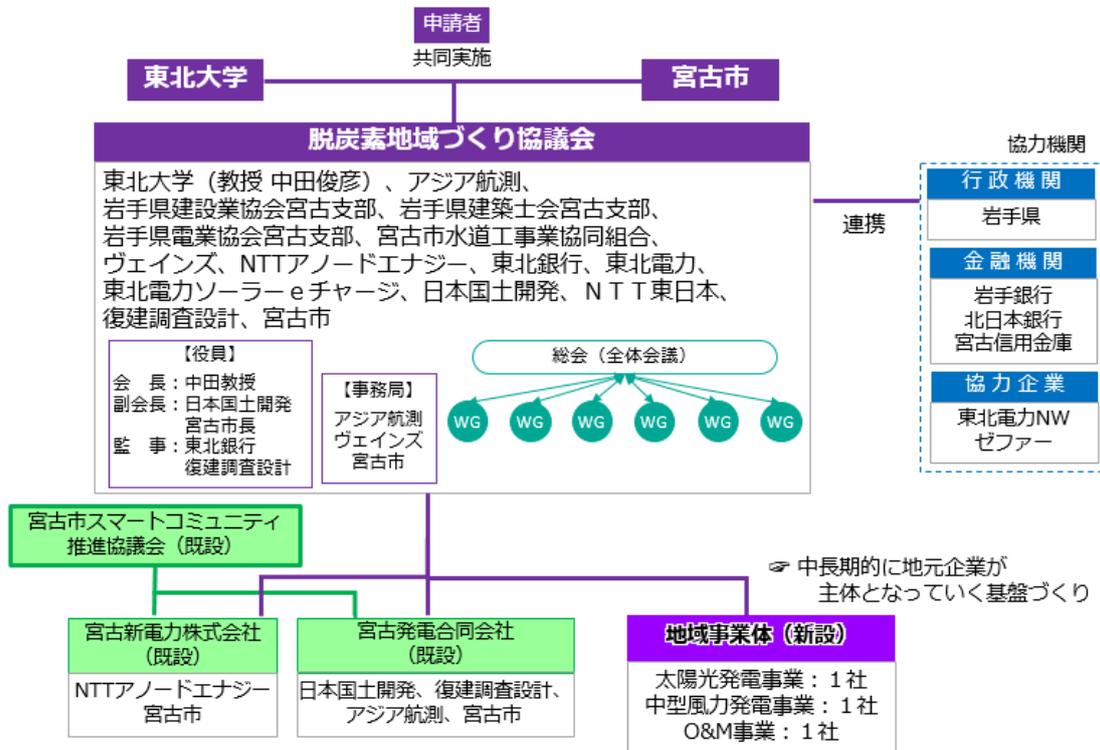


脱炭素先行地域の共同提案者である「宮古市脱炭素先行地域づくり準備会議」は、脱炭素先行地域計画提案書に掲げる事業をはじめとする市の脱炭素化に向けた事業（以下「脱炭素地域づくり事業」という。）の推進にあたり、会議体を「宮古市脱炭素地域づくり協議会」（任意団体）（令和5年

3月9日設立)へ移行し、官民学が一体となった円滑な協議、検討を行う。

「宮古市脱炭素地域づくり協議会」には具体的な事業を検討、実施するためのワーキンググループを設置し、取り組みを着実に推進する。総会において、協議、検討を行い、各事業の進行管理を行っていくものとする。

【連携体制】



3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 宮古市財政力指数 0.38

(2) 地域特例

該当地域：豪雪地域(全域)

山村地域(旧崎山村、旧花輪村、旧重茂村、旧田老町、旧茂市村、旧刈屋村、旧川井村、旧門馬村、旧小国村)

過疎地域(全域)

対象事業：全事業